

第3期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 令和3年6月23日（水）午後3時30分から午後4時30分
- 2 場所 区役所 交流会場
- 3 出席委員 高橋委員、森山委員、的野委員、市川委員、田中委員
山岸委員、矢野委員、千葉委員、石野委員、中野委員
大谷委員、蔵方委員、野田委員、笹委員、中田委員
下郡山委員、柴宮委員、枝委員、北原委員、清水委員
（以上22名）
※欠席委員 松澤委員、亀田委員、齋藤委員
- 4 傍聴者 3人
- 5 議題
 - (1) 委員委嘱
 - (2) 委員自己紹介
 - (3) 会長の選出および副会長の指名
 - (4) 第3期障害者差別解消支援地域協議会について
 - (5) 協議および報告事項
 - ア 区における障害を理由とする差別に関する相談について
 - イ 令和3年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について
 - (6) その他

○障害者施策推進課長

第3期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。本日、会長、副会長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。障害者施策推進課長、下郡山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入る前に、事務局から委員の出席状況、それからこの会議の留意事項および配布資料の確認についてお願いいたします。

○事務局

委員の出席状況についてご報告いたします。本日、松澤委員、亀田委員、齋藤委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、障害者差別解消支援地域協議会の開催方法についてご説明をいたします。会議は、年3回の開催とし、会長が招集いたします。会議は原則公開とし、区民の傍聴を可能といたします。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影は認められません。

会議中の発言は、事務局にて議事録作成後、各委員に確認していただいた上で議事録として公開いたします。なお、公開に際しましては、発言者個人は特定できないようにいたします。ご発言の際は挙手でお知らせください。事務局よりマイクをお回しいたしますので、発言の前にお名前をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マイクスタンドを付けて机に置

かせていただきますので、そのままお話しいただくよう、お願いいたします。

また、本日、スクリーンに皆さまのご発言を文字で映し出すUDトークを設置しております。音響設備の都合上、文字を映し出すことができるマイクが2本までとなっているため、全てのご発言を映し出すことはできない場合もございますので、ご了承ください。以上が練馬区障害者差別解消支援地域協議会の開催方法です。

続きまして、本日の配布資料の確認をいたします。本日の資料は、本日の次第。資料1、練馬区障害者差別解消支援地域協議会委員名簿。資料2、練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱。資料3、第3期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制。資料4、区における障害を理由とする差別に関する相談について。資料5、令和3年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について。以上でございます。

○障害者施策推進課長

それでは、開会にあたりまして、福祉部長、中田淳よりごあいさつを申し上げます。

○福祉部長

福祉部長の中田です。このたび、第3期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本協議会ですが、平成28年度から差別解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うための協議、そして地域における事例の共有を行ってまいりました。

本年5月に、障害者差別解消法が改正されまして、6月4日の公布の日から3年以内に施行されることとなっております。改正法では、これまで努力義務とされていた民間事業者における合理的配慮の提供の義務化などが行われるということになっております。

こうした状況も踏まえながら、皆さまと一緒に、障害のある方もない方も暮らしやすいまちを目指しまして、障害を理由とする差別を解消するための取組を進めていきたいと思っております。それぞれのお立場からの活発なご議論、ご協議をよろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

続きまして、委嘱状の交付でございます。本日、机上に置かせていただいた委嘱状をもちまして、第3期練馬区障害者差別解消支援地域協議会委員の委嘱とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご就任いただいた委員の皆さまから、一言ずつごあいさつをお願いいたします。

(委員、自己紹介)

○障害者施策推進課長

それでは、会長の選出および副会長の指名を行いたいと思います。資料2、練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱をご覧ください。第3条第3項に、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名するということです。いかがでしょうか。

○委員

引き続き、高橋先生にお願いしたいと思います。

○障害者施策推進課長

高橋先生にお願いしたいというお声がありましたけれども、いかがでしょうか。

(一同拍手)

ありがとうございます。それでは、前期に引き続き、高橋委員に会長を務めていただきます。次に、副会長の選任でございます。会長に選任されました高橋委員より、副会長のご指名をお願いしたいと思います。

○会長

本日はご欠席でございますが、副会長は前期に引き続き、齋藤委員にお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。本日、齋藤委員はご欠席でございますが、事務局より事前にご連絡をさせていただいて、ご内諾をいただいております。それでは、会長に一言ごあいさつをいただきまして、議事進行をお願いいたします。

○会長

差別解消というのは大変大事な仕事でございますし、この委員会はそういう意味では重要な役目を果たさなければいけないと思っております。委員の皆さまのご協力をいただきながら運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。次第の4、第3期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制について、この協議会のミッション、それから使命を、改めて役割の説明も含めまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料3によりまして、第3期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制についてご説明をさせていただきます。

協議会は、行政、障害当事者、教育、福祉、事業者、法曹、学識経験者の25

名以内で構成するものでございます。

協議会は、構成員、それぞれの機能や取組、事例を共有いたしまして、障害者差別の解消や障害への理解を促進するための協議を行う場でございます。協議会の開催は年3回を予定してございます。自立支援協議会の専門部会の一つでございます、権利擁護部会の構成員を委員といたします実務者会議を設置いたしまして、具体的な検討を行ってまいります。

実務者会議については、裏面のほうに記載をしてございます。設置要綱に基づき、自立支援協議会の権利擁護部会を構成員とし、障害者差別解消と、障害理解の推進に係る取組を検討する実務者会議を設置するものでございます。実務者会議において具体的な検討を行いまして、この協議会全体会のほうに報告をさせていただくものでございます。

資料表面にお戻りください。上から4つ目の部分になります。障害者差別解消法の施行から3年が経過しました。国の動向を踏まえまして協議を進めることとしてございます。

協議事項といたしましては3点ございます。1点目が、障害者差別に関する相談事例に関すること、2点目が、障害者差別に関する相談体制に関すること、3点目が、障害者差別解消の推進および障害理解への取組に関することでございます。

このような体制によりまして、一番下の囲みになりますが、相談への迅速かつ適切な対応、紛争の防止または解決に向けた関係機関の対応力の向上、そして地域社会への障害者差別解消法の理念の普及・啓発等の役割を担っていただくということを考えてございます。

第3期の委員の任期は、障害者地域自立支援協議会と密接に関係することから、効果的な協議・運営を行うため、3年間、令和3年度から令和5年度といたします。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。今の説明で何かご質問等はございませうか。よろしければ、引き続き、報告および協議事項に移りたいと思います。区における障害を理由とする差別に関する相談について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

(資料4の説明)

○会長

今の報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○委員

事例のことについては分かるのですが、そしてそれが事例として解決していることも分かるのですが、問題はそれ以前にこういう事例がどんどん出てくるということは、ある意味、障害者差別解消という意味のところ、区民に、あるいは職員に十分反映していないのではないかとということが抜けているのではないかと気がします。できれば、区としてそのあたりをどうカバーするか、どうしていくか、何か具体案があると、僕はいつも良いなと思っています。なかなか難しい問題だとは思いますが、何かありましたらお願いします。

○会長

ありがとうございました。取組の話は、この次に出てきますので、そこでもう一度議論をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

コロナワクチンの集団接種方式の申込みについて、ご経験のある方はお分かりだと思うのですが、接種券に同封されている書類に申込方法が記載されているのですが、それがとても読みづらい。これから年齢が下がってくると、障害をお持ちの1人暮らしの方なども含めて、まず手も足も出ないというような感じがあり、これは差別だという議論を言いたくなります。利用者の多様性を踏まえた制度設計にしてもらわないと困るなというのは、これは練馬区の責任ではなく、国の責任でもありますけれども。これからワクチン接種が広がる上で、それをカバーすべきいろんな工夫が必要であると、つい最近そういうことを改めて感じた次第でございます。

○障害者施策推進課長

会長から言っていただきましたので、お話しさせていただければと思います。ワクチン接種につきましては、練馬区は話題になりました、練馬区方式ということで、集団接種会場とかかりつけ医、その2つの方法で行います。かかりつけ医は、大体その地域のお医者さんに直接お申込みいただきます。集団接種につきましては、インターネットか電話で申込みとなります。ただ、電話はオペレーターではなく、自動音声ということで、我々はその話を聞いたときに、これにどう対応すべきか考えていたところでございます。

まず一つは、お申込みについては、かなり混乱があるだろうということもございました。だいぶ時が経ちまして、情報が伝わってきたということがあるのですが、私どもとしては予約支援を行おうということで、地域生活支援センターが4か所ございますが、そこにご相談があった場合については、予約のご支援をさせていただきますよということ、ホームページ、それから各団

体の方々にご協力いただきまして、周知をさせていただいたところでございます。

また、そもそもの通知自体が、ご理解をいただけないのではないかとということもありましたので、併せて障害特性に応じた形で、なかなか難しいのですが、できるだけ分かりやすく、障害のある方に向けたチラシを作成いたしました。また、区ホームページのコロナワクチンの情報を掲載しているページに、障害のある方へというページを作りまして、障害のある方に関する情報をそこで見ることができるようにしているところです。

ちなみに6月22日、昨日から基礎疾患のある方、こちらは知的障害のある方や精神障害のある方も含めまして、今、接種券を皆さんのところにお届けをしていますので、これからご相談が増えるのではないかと考えているところでございます。

○会長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、今の相談の話、まさに当事者だけではない区民全体の問題として、この問題を捉えるための色々な努力がまだまだ足りないのではないかとご指摘かと思えます。なかなか道は遠いとはいえ、努力をしなければいけません。

令和3年度、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組についての説明を、事務局からお願いいたします。

○事務局

(資料5、資料5別紙の説明)

○会長

ありがとうございました。今の説明についてご質問、ご意見等はございますでしょうか。改正について、事業者が努力義務というのが義務化されたというのが大変大きい、それだけに理解を深めるということが大事ななと思えました。それから、やはりコロナの下での障害者差別問題って、色々な表れ方がありそうなので、なかなか難しい話かもしれません。

要するにソーシャルディスタンスという概念そのものが、今までやっていたこととぶつかるような、そういう場面が多々あるということがかえって孤立感、孤独感のことと関係するなと思っております。これは大変、ちょっと心配なのですが。これはいかんせん相手はコロナウイルスでありますので。

しかし、それへの対処の仕方みたいなものは何かの形で工夫をして、区民の皆さんにも共通の理解をいただくような、何か工夫ができないかなと思ったりしております。よく施設ではタブレットを使って会話をするようにする、それは十分かどうかという議論もあるのですが。

色々なコロナ禍での人と人の関わりをどう維持していくかということ、差別解

消のこの問題と、極めて関係のある話だなと思いますが、何か事務局のほうでコメントがありますでしょうか。

○障害者施策推進課長

今、会長からいただいた、コロナ禍において障害の理解というところが非常にクローズアップされて、特に、例えばコミュニケーションの問題でいきますと、今もマスクをしてお話ししていますけど、マスクをすることによって口元が見えない、あるいは聞き取りづらいというようなことがある。あるいは今お話があった、人との距離を取ることがあります。介護を受ける際になかなかそこが難しい、接触を必要とするお手伝いが受けにくくなっている、あるいはお声を掛けること自体がはばかれるみたいな、そういった声は皆さまからいただいたところでございます。

12月の障害者週間でいつも周知啓発をやっているのですが、その中ではコロナ禍におけるお困りごとと申しますか、そういうところを捉えまして、区報等で周知をさせていただいたところでございます。本年もなかなかコロナの収束が見えていませんので、そういったところも含めて、啓発をやらせていただければと思っています。

また、マスクができないということ、やはり知的障害の方だと、なかなかマスクをすること自体の意味が分からないという方もいらっしゃる、それによって外出自体が難しくなってしまうというようなことがございました。「マスクができません」というバッジを作成しまして、それを配布しました。ご好評をいただきまして、残数も少なくなっている、そんな状況でございます。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。何かご感想、ご意見、委員の皆さまからございませんでしょうか。

○委員

今、課長が言われたように、マスクができないというワッペンについて、これは本当になるほどなと思いました。福祉園のお母さんたちからは、よくそういう相談は受けておりました。なかなかマスクをしないので、バスに乗ることや福祉園に行くことなどの外出が何となく気が引けるところがあると聞いておりました。良い取組をしていただいたなと思っております。

それから、またワクチン接種についてですが、私は会員にプリントしてお配りしたところですが、大阪市のパンフレットが非常によくできていて、なぜ接種しないといけないのかから始まっておりました。また、練馬区のチラシも確かに理解は進むなと思っております。何しろ、知的障害、特に発達障害のある人はいつもどおりということで、いつもどおりの生活スタイルが安心して、見通しが利くという人たちが多いため、本当に早くこのコロナが収束すればいい

など思っております。なかなかパニックになったり、結構暴れたりするような抑圧した気持ちだったり、すごくストレスがたまっているこの2年ぐらい、なんとか頑張ってきたなと思います。これはひとえに、家族もですけど、支援者の皆さんがコロナに感染させないようにというご支援のたまものだったろうなと思います。

あと一つ、このワクチンですが、やはり病院に行けないという人がいるのですね。白衣を見るだけでもパニックになる、暴れ回る。親が押さえ付けられないというような人たちがいて、この人たちが、今日あたりから接種券が来ますから、どういうふう接種していくのかなというところが課題ということもあります。以上です。差別に外れておりますが、コロナ感染のところで状況をお話させていただきました。

○会長

ありがとうございました。はい、いかがでございますか。本当に日本語って難しく、差別っていう言葉と虐待という言葉もそうなのですが、とてもセンシティブというか、温度の高いことなのです。だけど、そういう意識なしに、そういう行為が割と普通に行われるというのも、それをどう考えたらいいかとか、いろいろ四角四面に問題を考えるのではなくて、普通の生活の中でそういう差別に当たるものが溶けてなくなるようなものが一番良いのですが、それができないから逆に言うと、こういう法律的な対応とか、義務化とかという話になってくるという、そういうことだと思います。

予定された時間が少しありますが、この際というようなことで何かご意見ありますでしょうか。

○委員

当会では、練馬区の情報を入れた新型コロナウイルス対応ガイドブックというものを作りまして、関係の方たちにお配りさせていただいたのですが、うちの子どもたちには、呼吸器を付けているだとか、非常に重い、医療的なケアが必要な方とかがいっぱいまして、本当に不安な生活を送っています。

それでも、少しでもワクチンを打ってまいります。かかったときにどこに相談すれば良いか、そういう基本的なことが全く分かっていない状態なため、そのあたりがすぐ分かるように、相談したいときはこことか、受診の検査や宿泊療養のこととか、入院のこととか、お子さまの自宅療養とか、そういうことも色々書いてございます。

私どもの子どもは、やはり自分で動けないものですから、密着して介護という形になりますので、周囲の人たちも気を付けていただく必要があります。また、集団免疫が普及しないと、なかなか外に出られません。皆さん、自宅にいる方も結構多いので、収束を願っているところでございます。

○会長

ありがとうございました。

○委員

ワクチン接種についてですけどね、聴覚障害者は大変です。まず予約が電話・インターネットですが、当事者は電話ができません。誰かに頼んでやるしかないわけですが、なかなか頼れる人もいないし、手話通訳者を使う以外ない。

私は一応、2回とももう終わりました。75歳以上なので、比較的早かったと思いますけども、ワクチンを打つまでは色々ありました。

かかりつけの病院というと、どういう病院が自分にとってかかりつけなのか、なかなか説明がないのですね。私がインフルエンザの予防接種を受けている地域の病院があつて、そこがかかりつけとっていました。ところが、これはかかりつけと言わないと言われて、かかりつけって何だろうと、これがよく分からないところです。

もちろん、地域の病院を頻繁に使っている方々については、よく分かっているんじゃないかと思います。逆に、いつも病気にかからない健康な人にとっては、かかりつけってなかなか理解できない。

小中学校と、それから地域の施設ですね、例えば石神井交流センターとか、あるいは中村橋にあるサンライフ練馬というところがありますけど、私は地域の小学校で打ちました。あのときに少し困ったのが、手話通訳が必要にならないかということです。

手話通訳は、集団接種会場に置いていないのです。何があるかということ、ボードや筆談です。私はそういうことはしていないので、手話通訳を頼んで連れて行きました。そうしたら、たまたまですけども、お医者さんではないですけど、会場にいるお手伝いさんに手話ができる方がいました。たまたまですよ、そういう方もいらっしゃるということは良いことなのですね。

2回目は手話通訳を頼まずに、その方が、同じところで、同じ日に、同じ学校にいらっしゃったので、受けさせていただきました。やはり、手話が分かる方は必要だと思いますよ。集団接種ですから、全部に置くわけにいかないから、2カ所か3カ所ぐらい設置していただき、ここに行けば手話通訳者がいるのだと、そういう方法も考えられると思うのです。一応今、65歳以上で、22日からまた増え、これから若い方々が受けるわけです。当然聴覚障害者も受けます。対応をちょっと検討していただければいいかなと私は経験から思っております。意見です。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。他に何か。

○委員

コロナの接種の件ですけど、障害という区分で肢体不自由という車いすの子

はどこに入るのか、会員から問合せがありました。私は、コールセンターに電話して、障害者施策推進課にも電話しました。それで、一応基礎疾患の中に入るのではないかという答えが出ました。

私自身、かかりつけの先生に行って打ちました。それで、私は自分の行っているこの事業所で先生、主治医に打ってもらえないかということも問合せをしております。でも、もしできたら、親の責任のできる範囲で、やはり連れて行って打つのが一番良いのかなというのが私の実感でした。

福祉園とかで打つと、家へ帰る距離がありますよね。だから、やはり、自分の近いところで子どもも打つというのが良いのかなと思って、事業所のほうに、それは個人の問題ですねと言ったのですが。

うちの会は、肢体不自由児者ですから、たとえ年齢が高くとも、まだ子ども並みのところもありますから、皆さんどうしようどうしようと、打たないほうが良いよね、なんていう声もだんだん上がってきていますけど、そういう点をどういうふうにこれから理解してもらおうか、患者さんへ打たないほうが良いかなというのは、肢体不自由の障害には、予防接種でなった人が多いのです。2次障害という恐怖があり、今回のワクチンにもすごい恐怖を持っています。だから、それを取り除くのにどうしようというのが、うちの会の中で、今、一つの話題です。

ただ、会員に親は付いていこうねというふうに伝えておりますけど、なかなか年齢が高くなると、親も付き添えない、そういう中で、これから色々な人の協力を得なければいけないときが来るのかなと思っております。私の持論です。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。また、色々議論をしなければいけないテーマが多々あるかと思えます。

○障害者施策推進課長

いくつかワクチンに関してのことで、ご心配も含めていただいたのかなと思いますので、今、私どもの進行状況をお伝えしたいと思います。

障害があることで、ワクチン接種を受けたいけども受けられないというようなことがあってはいけない、合理的配慮の一つかなと思っています。例えば、知的障害の方で、パニックになってしまい、通常の集団接種会場では難しい、あるいはかかりつけ、時々行っている診療所ではあるけれども、待たなければいけないというようなところでは難しい方がいらっしゃる。

ご家族だけではサポートが難しいという方々に対して、現在、そういった方々が安心してどういうふうに受けられるかについて、住民接種の所管と調整をしています。

それから、聴覚障害の方についてです。かかりつけ医であったり、集団接種会場であったり、ご本人の選択で受けていただくということがございますので、

基本は委員がされた様に、ご本人が手話通訳をお願いしてということで考えておりますが、聴覚障害者協会さんともワクチンに関してのお話をさせていただいたときに、先ほどご提案をいただいたようなお話は何ってありましたので、どこか私どものほうで、全ての会場というわけにはいきませんが、ここに手話通訳を設置していますよ、置いていますよというようなことをお示しできるように調整中でございます。

それから、肢体不自由のお話がありました。基礎疾患につきましては、先ほどもお話ししましたが、例えば呼吸器の病気があるとか、知的障害であるとか、精神障害であるとか、そういうことが基礎疾患の分類になりますが、肢体不自由ということだけだと、基礎疾患の分類には入りにくいということが、まずあるというふうに思います。

先ほどの、例えば福祉園とか、そういったところでもお付き添いが難しいとか、そういった状況があると聞いていますので、福祉園のところでは何かお手伝いをして、接種ができるような取組も考えています。医師の確保や医療スタッフの確保など、そういったところも様々な課題があるのですが、今、その課題を一つ一つ解決して進めているところであり、また、意向調査も進めながらやらせていただいています。もうしばらくしましたら、ご案内できるかなと思っております。以上でございます。

○委員

よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

○委員

コロナのことは少し離れますが、障害を理由とする差別の解消の法の一部改正ということをお伝えいただきましたけれども、既に東京都の条例では事業者の合理的配慮の提供は既に義務化となっております。都にはあっせんや調整という機能もありますので、練馬区に寄せられた中で、そういうところに進んだ事例があったかということをお聞きしたいです。

あと、事業者からの合理的配慮の提供について、何かご相談があったかということも聞きたいと思っております。

○障害者施策推進課長

まず1点目の東京都のあっせん、広域あっせんのほうに進んだ事例があるかということですが、私どものほうでは、そういった事例は今のところは承知していないという状況になっています。

それから、事業者さんから、どうしたら良いのだろうかというご相談があったかということですが、事業者からの相談はなかったということござ

います。以上です。

○会長

ありがとうございます。よろしいですか。

○委員

やはりこの差別解消についての事例とか、この場合はどうしたら良いのかということの相談がないということは、まだ広く周知されていないということにも原因があるのかなと思います。これから法も変わることで、やはり続々と相談が来て、みんながこれを話題にしてくれると良いなと思っております。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。それでは、これも恐らく実務者会議の場でも少し深めていただくような、そういうご発言もあったかと思っておりますので、引き続き検討を続けていただければと思っております。

予定の時間になりましたので、この会議はこれで終了でございますが、事務局から何かありますか。

○事務局

事務局から、事務連絡をさせていただきます。次回の日程につきましては、令和3年11月頃を予定しております。今後、会長、副会長と日程調整をした上で日程が決まり次第、改めて委員の皆さまにはご連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。事務局からの連絡は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。11月、コロナがどうなっているか、ハラハラしながらオリンピックを迎えることになりそうですが、また議論をお願いしたいと思います。

それでは、第3期第1回の練馬区障害者差別解消支援地域協議会、これで終了でございます。本日はご参加いただきまして、ありがとうございました。

——了——